

○富田林市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

令和 6 年 4 月 17 日

教委要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 富田林市スポーツ推進計画の策定等について検討を行うため、富田林市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 富田林市スポーツ推進計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

5 委員長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、スポーツ振興担当課に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。